

岩手県動物愛護推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、岩手県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づく動物愛護推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画（以下「県計画」という。）の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的とする。

(事業等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。

- (1) 動物愛護推進員活動の支援
- (2) 県民に対する動物の適正飼養及び愛護意識の普及啓発
- (3) 国、県、市町村等が実施する動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- (4) 県計画の策定、評価に係る検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、構成員20名以内で組織し、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者により構成する。

- (1) 一般社団法人岩手県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物の適正飼養又は愛護の推進に賛同する団体
- (4) 県内市町村
- (5) 岩手県教育委員会
- (6) その他知事が適当と認める機関、団体等

(役員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、構成員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

(構成員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選出された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金等)

第8条 構成員(県及び市町村の職員である構成員を除く。)が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。